

宮崎学園短期大学学費等納入金に関する規程

第1条 宮崎学園短期大学の学費納入については、学則第37条に基づきこの規程の定めるところによる。

第2条 学費とは次に掲げるものをいう。

授業料・施設費・実験実習費・その他

第3条 学費は納入期限（前期4月20日・後期10月20日）までに納入しなければならない。なお、納入期限が、土日祝祭日に当たった場合は、翌営業日とする。

2 特別の事情があり、納入期限までに納入できない場合は、学費延納願を提出して、許可を得なければならない。

3 入学時における納入期限等は、別に定める。

第4条 学費の振込要領については、次のとおり定める。

- (1) 学費振込用紙前期分は、3月下旬、後期分は9月上旬までに配布する。
- (2) 所定事項を記入し、振込期限までに最寄りの銀行で振込手続きをすること。
- (3) 銀行で発行する振込受領書（A）は本学発行の受領書に代わる。

第5条 学則第37条の定めるところにより、すでに納入した当該期分学費は、どのような理由があっても返還しない。

第6条 学費は、経済の変動その他の事情によりその額に変動があった場合には、学則第36条により新たに定められた金額によって納入しなければならない。

（中途入学・休学・退学・復学及び停学時の学費）

第7条 学期の中途において、入学、休学、退学、又は復学した場合はその学期分の学費を納めなければならない。

2 退学した者が復学を許可されたときはその学期の学費を納めなければならない。

3 休学した期間中の学費納入については、その許可期間内において1学期につき在籍料として30,000円を納入しなければならない。

4 停学期間中も学費は納入しなければならない。

（学費の猶予）

第8条 学長は次に掲げる各号の一に該当する者については、学費の納入期限を延長することができる。

- (1) 天災地変その他の不慮の災害により納入延期の必要があると認められる者
- (2) 経済的理由により納入延期の必要があると認められる者
- (3) その他家庭の事情により、特に納入延期の必要があると認められる者

2 第3条2項により学費延納の許可を受けようとする場合は、理由等を付して学級主任及び学生支援部を経て学長に延納願いを提出して許可を受けなければならない。

3 前項の納入延期期間は、納入期限の翌日から2ヶ月以内とする。ただし、学長が特別の理由があると認めた者については更に1ヶ月以内に限り延期することができる。納入延期期間が過ぎても、なお、完納しない者については、原則として除籍する。

（臨時に徴収する授業料）

第9条 臨時に開設する公開講座、講習会、その他特殊科目の授業を行う場合に必要があると認められるときは、その都度授業料を徴収することができる。

附 則

本規程は、平成15年4月1日より実施する。ただし、第4条3項については下記のとおりとする。平成14年度については、現規程との2本立の運用とする。（1年以上の休学は納入しなくてよい。半期のみ休学については、在籍料3万円を納入する。）

附 則

本規程は、平成20年4月1日より実施する。

附 則

本規程は、平成23年4月1日より実施する。

附 則

本規程は、平成28年4月1日より実施する。